

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号: 7691

件 名	海老名市立海老名小学校ほか2校空調設備保守	
履行場所	海老名市国分南三丁目12番3号ほか2箇所	
期 間	令和7年10月6日 ~ 令和10年9月30日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○長期継続契約○入札は期間全体の税抜金額	
予定価格	11,715,000 円 (税込)	10,650,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格(50%)未満の場合 ※ただし、予定価格(税込)100万円以下の案件は除く。	<u>契約締結にあたっての制限等</u> ○ 前払金額の制限 契約金額の15%以内(海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。)※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件(本市入札案件)との兼任不可 <u>契約保証</u> 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	430 建物設備保守管理委託	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○別紙「十分な知見を有する者について」に記載されている資格等を有する者を配置すること	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		なし	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○年度別契約金額内訳書(本概要書添付の内訳書を使用してください) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。	

十分な知見を有する者について

1. 定期点検について

専門点検（簡易点検により、漏えい又は故障等を確認した場合に、可能な限り速やかに実施することとされている。）及び定期点検については、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこととされている。

ここで、十分な知見を有する者に求められる具体的な知識は、表1に示す専門点検・定期点検に関する基準について対応した、表2に示すものである。

表 1 専門点検・定期点検の基準

点検の種類	基準の内容
専門点検	✓ 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査
定期点検	✓ 管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査※ ✓ 管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査 ※ ✓ 直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査

※直接法：発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方法をいう。

※間接法：蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法をいう。

表 2 点検時に必要となる知識の主な内容

項 目	主な内容
冷凍空調の基礎	✓ 冷凍、空調基礎用語（例：過熱度、過冷却、高圧、低圧、飽和圧力、冷凍効果エンタルピ、成績係数・常用圧力等） ✓ p－h 線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力（耐圧、設計、運転、ゲージ、気密試験、漏れ試験）、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能	✓ 圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管	✓ 配管設計（温度、振動、腐食環境）、配管施工技能（加工・工

	具類取扱）、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ✓ 冷媒系統部品（弁、フレア等継ぎ手類）に関する知識 など
運転・診断	✓ 運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理	✓ システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順 ✓ 加圧漏えい試験・真空検査 ✓ ろう付け作業 ✓ 漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿 ✓ 回収装置、回収容器の取扱・運転手順 ✓ 冷媒充てん作業 ✓ 安全で効率的な冷媒回収作業 など
漏えい予防保全（漏らさない技術）	✓ 点検・整備（故障の診断、原因、漏えい防止方法） ✓ 交換部品（耐用年数、設置環境） ✓ 漏えい防止の予知診断技術 ✓ 稼働時漏えい防止ノウハウ ✓ 漏えい事例
冷媒設備に係る法規	✓ 高圧ガス保安法 ✓ フロン排出抑制法 ✓ その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題（必須ではないが望ましい）	✓ オゾン層破壊問題 ✓ 地球温暖化問題 ✓ 回収・再利用の重要性

上記の知識を持ち、フロン類の専門点検・定期点検に関して十分な知見を有する者に当たる者としては、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

なお、現時点で以下のA～Cのいずれにも該当しない場合は、上記の知見の習得と並行して、施行後1年程度でA～Cに該当するように対応することが望ましい。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

冷媒フロン類取扱技術者は、第一種と第二種が存在し、第一種は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が、第二種は、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が認定する民間の資格で、フロン排出抑制法の施行に合わせ、設置された資格である。

http://www.jarac.or.jp/business/cfc_leak/,

http://jreco.or.jp/shikaku_gaiyo.html >

B. 一定の資格等を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

また、定期点検に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表2に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、その適正性は、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、確認される。

C. 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反したことがない技術者を指す。

また、定期点検に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表2に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、その適正性は、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、確認される。

2. 充填について

フロン類の充填については、フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこととされている。

ここで、十分な知見を有する者に求められる具体的な知識は、表 3 に示す充填に関する基準について対応した、表 4 に示すものである。

表 3 充填の基準

	基準の内容
①充填前の確認	一 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（次号及び第三号において「充填前の確認」という。）すること。 イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい（以下この条において単に「漏えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無 ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下この条において「故障等」という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無
②確認結果の通知	二 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。 イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性 ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性 ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定す

	基準の内容
	るための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性
③漏えい又は故障等の手当をしないままの充填の禁止	三 第一号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。 イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。 ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項 (1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。 (2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。
④応急的な充填	四 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、一回に限り充填を行うことができる。
⑤表示フロン類以外のフロン類の充填の原則禁止	五 充填しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第九十四条において同じ。）が当該第一種特定製品に表示された

	基準の内容
	フロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。
⑥表示フロン類以外のフロン類の充填に係る承諾	六 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。
⑦大気放出防止措置の実施	七 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。
⑧過充填防止措置の実施	八 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

表 4 充填時に求められる知識

項 目 (対応する基準)	主な内容
冷凍空調の基礎 (①～⑧)	✓ 冷凍、空調基礎用語（例：過熱度、過冷却、高圧、低圧、飽和圧力、冷凍効果エンタルピ、成績係数・常用圧力等） ✓ p－h 線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力（耐圧、設計、運転、ゲージ、気密試験、漏れ試験）、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能 (①～③、⑦・⑧)	✓ 圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管 (①～③、⑤～⑧)	✓ 配管設計（温度、振動、腐食環境）、配管施工技能（加工・工具類取扱）、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ✓ 冷媒系統部品（弁、フレア等継ぎ手類）に関する知識 など
運転・診断 (①～③、⑤、⑥、⑧)	✓ 運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理 (①～⑦)	✓ システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順 ✓ 加圧漏えい試験・真空検査 ✓ ろう付け作業 ✓ 漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿 ✓ 回収装置、回収容器の取扱・運転手順

項 目 (対応する基準)	主な内容
	✓ 冷媒充てん作業 ✓ 安全で効率的な冷媒回収作業 など
漏えい予防保全(漏らさない技術) (⑦・⑧)	✓ 点検・整備(故障の診断, 原因, 漏えい防止方法) ✓ 交換部品(耐用年数, 設置環境) ✓ 漏えい防止の予知診断技術 ✓ 稼働時漏えい防止ノウハウ ✓ 漏えい事例
冷媒設備に係る法規 (①～⑧)	✓ 高圧ガス保安法 ✓ フロン排出抑制法 ✓ その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題(必須ではないが望ましい)	✓ オゾン層破壊問題 ✓ 地球温暖化問題 ✓ 回収・再利用の重要性

上記の知識を持ち、フロン類の充填に関して十分な知見を有する者としては、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

なお、現時点で以下のA～Cのいずれにも該当しない場合は、上記の知見の習得と並行して、施行後1年程度でA～Cに該当するように対応することが望ましい。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

冷媒フロン類取扱技術者は、第一種と第二種が存在し、第一種は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が、第二種は、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が認定する民間の資格で、フロン排出抑制法の施行に合わせ、設置された資格である。

http://www.jarac.or.jp/business/cfc_leak/,

http://jreco.or.jp/shikaku_gaiyo.html >

B. 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の6資格が挙げられる。

- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

また、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表4に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される。

C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反したことがない技術者を指す。

また、定期点検に必要となる知識等の習得を伴う講習とは、上記の表4に掲げる内容についての講義及び考査を指す。ここで、当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される。

なお、上記のA～Cの資格を有すること等をもって、第一種特定製品へのフロン類の充填が出来るわけではなく、必ず都道府県への登録が必要であることに留意されたい。

以上

海老名市立海老名小学校ほか2校空調設備保守

仕様書

- 1 履行場所 海老名小学校西棟（海老名市国分南三丁目12番3号）
柏ヶ谷小学校中棟（海老名市柏ヶ谷二丁目6番1号）
東柏ヶ谷小学校南・北棟（海老名市東柏ヶ谷六丁目9番7号）
- 2 期 間 令和7年10月6日から令和10年9月30日まで
- 3 業務内容
 - (1) 冷暖房運転前切替え（室外機ガス冷媒圧点検ほか）、試運転調整、フィルター清掃
 - (2) 冷暖房シーズン中の巡回点検及びフィルター清掃
 - ア 空調用吹出し及び吸込みガラリ清掃
 - イ 空調機械室R F 給排気ガラリ清掃（東柏ヶ谷小学校のみ）
 - ウ 冷却塔点検及び清掃
 - エ K S F 1～6系統フィルター清掃（東柏ヶ谷小学校のみ）
 - (3) フロン排出抑制法に基づく空調設備点検（令和8年度のみ）
 - ア フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（「フロン排出抑制法」）第16条の規定に基づく空調設備の定期点検及び簡易点検を、十分な知見を有する者が令和8年度に1回実施すること。
※「十分な知見を有する者」については、別紙のとおり。
 - イ 上記点検結果に基づき、必要な記録（冷媒漏えい点検・整備記録簿・点検業務写真等）を作成すること。
 - ウ フロンの漏えいが発見された場合は、速やかに発注者に報告するとともに、修理に係る指導、助言を行うこと。
 - エ 点検対象については、別添「対象台数一覧」及び「空調機器一覧」のとおり。
 - (4) 機器運転中の故障等による要請及び現場調査

4 機器一覧

【海老名小学校】

(ア) 空調機

○ACP-1, 3, 4, 6, 7, 9系統

ア	ACP-1	室外機	ダイキン	RSXP355M	1台
イ	ACP-1-1	室内機	ダイキン	FXYMP71M	1台
ウ	ACP-1-2	室内機	ダイキン	FXYMP71M	1台
エ	ACP-1-3	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台

オ	ACP-1-4	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
カ	ACP-3	室外機	ダイキン	RSXYP355M	1台
キ	ACP-3-1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ク	ACP-3-2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ケ	ACP-3-3	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
コ	ACP-3-4	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
サ	ACP-4	室外機	ダイキン	RSXYP355M	1台
シ	ACP-4-1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ス	ACP-4-2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
セ	ACP-4-3	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ソ	ACP-4-4	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
タ	ACP-6	室外機	ダイキン	RSXYP355M	1台
チ	ACP-6-1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ツ	ACP-6-2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
テ	ACP-6-3	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ト	ACP-6-4	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ナ	ACP-7	室外機	ダイキン	RSXYP355M	1台
ニ	ACP-7-1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ヌ	ACP-7-2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ネ	ACP-7-3	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ノ	ACP-7-4	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ハ	ACP-9	室外機	ダイキン	RSXYP355M	1台
ヒ	ACP-9-1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
フ	ACP-9-2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ヘ	ACP-9-3	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ホ	ACP-9-4	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台

○ACP－2系統

ア	ACP－2	室外機	ダイキン	RSXY P280M	1台
イ	ACP－2－1	室内機	ダイキン	FXYMP45M	1台
ウ	ACP－2－2	室内機	ダイキン	FXYMP45M	1台
エ	ACP－2－3	室内機	ダイキン	FXYMP45M	1台
オ	ACP－2－4	室内機	ダイキン	FXYMP45M	1台
カ	ACP－2－5	室内機	ダイキン	FXYMP45M	1台
キ	ACP－2－6	室内機	ダイキン	FXYMP45M	1台

○ACP－5系統

ア	ACP－5	室外機	ダイキン	RSXY P160M	1台
イ	ACP－5－1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ウ	ACP－5－2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台

○ACP－8系統

ア	ACP－8	室外機	ダイキン	RSXY P160M	1台
イ	ACP－8－1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ウ	ACP－8－2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台

○ACP－10系統

ア	ACP－10	室外機	ダイキン	RSXY P450M	1台
イ	ACP－10－1	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
ウ	ACP－10－2	室内機	ダイキン	FXYMP90M	1台
エ	ACP－10－3	室内機	ダイキン	FXYMP112M	1台
オ	ACP－10－4	室内機	ダイキン	FXYMP112M	1台

加湿器 各室内機内蔵 ダイキン 38台

(イ) 全熱交換器

○HAE－1, 2, 3, 5, 9系統 (天井埋込形)

ア	HAE－1	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	LGH－65RX3D	1台
イ	HAE－2	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	LGH－65RX3D	1台
ウ	HAE－3	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	LGH－100RD3D－50	1台
エ	HAE－5	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	LGH－100RD3D－50	1台
オ	HAE－9	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	LGH－100RD3D－50	1台

○HAE—4, 6, 8 系統 (床置ビルトイン形)

ア	HAE—4	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	L P B—350K X3-50	1 台
イ	HAE—6	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	L P B—350K X3-50	1 台
ウ	HAE—8	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	L P B—350K X3-50	1 台

○HEA—7 系統 (天井埋込形)

ア	HAE—7	全熱交換器ファンユニット	三菱電機	L P B—200K X3-50	1 台
---	-------	--------------	------	------------------	-----

(ウ) 送風機・排風機

ア	FS—1	送風機	荏原製作所	1・1/4SMUE5.03S	1 台
イ	FS—2	送風機	荏原製作所	1・1/2SMUE5.06S	1 台
ウ	FE—1	排風機	荏原製作所	1・1/2SMU5.06S	1 台
エ	FE—2	排風機	荏原製作所	1・1/4SMUE5.03S	1 台
オ	FE—3	排風機	荏原製作所	1SMUE5.02S	1 台
カ	FE—4	排風機	荏原製作所	1・1/4SMUE5.03S	1 台
キ	FE—5	排風機	荏原製作所	1・1/4SMUE5.03S	1 台
ク	FE—6	排風機	荏原製作所	1・1/2SMU5.06S	3 台
ケ	FE—7	排風機	荏原製作所	1・1/2SMU5.06S	3 台
コ	FE—8	排風機	荏原製作所	1SMU5.02S	3 台
サ	FE—9	排風機	荏原製作所	1・1/4SMUE5.03S	3 台

(エ) 受水槽付加圧ポンプ

ア	TP—1	受水槽付加圧ポンプ	荏原製作所	20HPN5.12S	4 台
---	------	-----------	-------	------------	-----

【柏ケ谷小学校】

ア	PAC—1	室内機	三菱重工	AS—159HW	1 台
イ	PAC—1	室外機	三菱重工	AUC—89H	2 台
ウ	PAC—2	室内機	三菱重工	AS—209HW	1 台
エ	PAC—2	室外機	三菱重工	AUC—109H	2 台
オ	PAC—3	室内機	三菱重工	AS—109HTA	1 台
カ	PAC—3	室外機	三菱重工	AUC—109H	1 台

【東柏ケ谷小学校】

(ア) 冷温水発生器

ア	RB—1	冷温水発生器	三洋電機	TSA—AUW—100PFG	1 基
---	------	--------	------	----------------	-----

(イ) エアハン

ア	AHU-1	エアハン	暖冷工業	DVU-320E	1台
(ウ) ファンコイル					
ア	FCR-1	ファンコイル	暖冷工業	DCR-800PD-FL	14台
イ	FCR-2	ファンコイル	暖冷工業	DCR-600PD-FL	28台
(エ) 膨張タンク					
ア	TE-1	膨張タンク	ホーコス	BL-30	1台
(オ) 空調機					
○ACP-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9系統					
ア	ACP-1	空調外機	三菱電機	PUHY-P400CM-E1	1台
イ	ACP-1-1	空調内機	三菱電機	PDFY-P112-E1	3台
ウ	ACP-2	空調外機	三菱電機	PUSY-P160-E1	1台
エ	ACP-2-1	空調内機	三菱電機	PLFY-P28BM-E1	2台
オ	ACP-2-2	空調内機	三菱電機	PLFY-P36BM-E1	2台
カ	ACP-3外	空調外機	三菱電機	PPUZ-P112HA5	1台
キ	ACP-3内	空調内機	三菱電機	MPE-RP112CA2	1台
ク	ACP-4	空調外機	三菱電機	PUHY-400CM-E1	1台
ケ	ACP-4-1	空調内機	三菱電機	PEFY-P112-E1	3台
コ	ACP-4-2	空調内機	三菱電機	PEFY-P90-E1	1台
サ	ACP-5	空調外機	三菱電機	PUHY-224CM-E1	1台
シ	ACP-5-1	空調内機	三菱電機	PDFY-45M-E1	4台
ス	ACP-6	空調外機	三菱電機	PPUZ-P400CM-E1	1台
セ	ACP-6-1	空調内機	三菱電機	PLFY-P56BM-E1	4台
ソ	ACP-6-2	空調内機	三菱電機	PLFY-P56BM-E1	3台
タ	ACP-7	空調外機	三菱電機	PUHY-P400SCM-E1	1台
チ	ACP-7-1	空調内機	三菱電機	PLFY-P140HM-E1	2台
ツ	ACP-7-2	空調内機	三菱電機	PLFY-P80HM-E1	2台
テ	ACP-7-3	空調内機	三菱電機	PCFY-P36HM-E1	1台
ト	ACP-7-4	空調内機	三菱電機	PCFY-P22HM-E1	2台
ナ	ACP-7-5	空調内機	三菱電機	PCFY-P56LM-E1	1台
ニ	ACP-7-6	空調内機	三菱電機	PCFY-P45LM-E1	1台
ヌ	ACP-7-7	空調内機	三菱電機	PCFY-P90HM-E1	2台
ネ	ACP-7-8	空調内機	三菱電機	PLFY-P71LM-E2	1台
ノ	ACP-8外	空調外機	三菱電機	MPUZ-P224-HA5	1台
ハ	ACP-8内	空調内機	三菱電機	PCFY-P56BA	4台
ヒ	ACP-9外	空調外機	三菱電機	PUZ-ERMP224KA4	1台

フ	ACP-9内	空調内機	三菱電機	PL-ERP56HA3	4台
---	--------	------	------	-------------	----

○その他系統

ア	AC-1	空調内機	日立	RAS-36J	1台
	(南棟 ゴミ置場)				

イ	AC-2	空調内機	三菱電機	MSZ-SV227-W	1台
	(南棟食品庫)				

ウ	AC-3	空調内機	三菱電機	MLZ-GX40RAS	2台
	(北棟 男子更衣室 1台 女子更衣室 1台)				

エ	PAC-1外	空調外機	三菱電機	MPUZ-P224HA5	1台
---	--------	------	------	--------------	----

オ	PAC-1内	空調内機	三菱電機	MPC-RP56GA2	4台
	(北棟 職員室)				

カ	PAC-2外	空調外機	三菱電機	MOUZ-WRP56HA5	1台
---	--------	------	------	---------------	----

キ	PAC-2内	空調外機	三菱電機	MPL-RP56JA2	1台
	(北棟 校長室)				

(カ) 全熱交換器

ア	HEU-1	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	2台
---	-------	-------	------	---------------	----

イ	HEU-2	全熱交換器	三菱電機	LGH-35RX4	1台
---	-------	-------	------	-----------	----

ウ	HEU-3	全熱交換器	三菱電機	LGH-50RX4	1台
---	-------	-------	------	-----------	----

エ	HEU-4	全熱交換器	三菱電機	LGH-50RX4	1台
---	-------	-------	------	-----------	----

オ	HEU-5	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	1台
---	-------	-------	------	---------------	----

カ	HEU-6	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	1台
---	-------	-------	------	---------------	----

キ	HEU-7	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	1台
---	-------	-------	------	---------------	----

ク	HEU-8	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	1台
---	-------	-------	------	---------------	----

ケ	HEU-9	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	1台
---	-------	-------	------	---------------	----

コ	HEU-10	全熱交換器	三菱電機	LGH-100RX4-50	1台
---	--------	-------	------	---------------	----

(キ) エアーカーテン

ア	AK-1	エアーカーテン	三菱電機	GK-3012S	1台
---	------	---------	------	----------	----

(ク) 給気

ア	KSF-1	給気ファンテラル	ALF-UⅡ-No.4-590-N1	1台
---	-------	----------	--------------------	----

イ	KSF-2	給気ファンテラル	ALF-UⅡ-No.4-590-N1	1台
---	-------	----------	--------------------	----

ウ	KSF-3	給気ファンテラル	ALF-UⅡ-No.4-590-N1	1台
---	-------	----------	--------------------	----

エ	KSF-4	給気ファンテラル	ALF-UⅡ-No.4-590-N1	1台
---	-------	----------	--------------------	----

オ	KSF-5	吸気ファンテラル	ALF-UⅡ-No.4-535-N1	1台
---	-------	----------	--------------------	----

カ	KSF-6	吸気ファンテラル	ALF-UⅡ-No.3-528	1台
---	-------	----------	-----------------	----

(ケ) 排気

ア	K E F - 1	排気ファンデラル	C L F II - No.41 / 2 - O B - N D	1 台
イ	K E F - 2	排気ファンデラル	C L F 5 - No.2 - R S - N D	1 台

(コ) ガラリ

ア	A G - 2	吸気ガラリ	O A ガラリ (2.0×2.0)	1 面
イ	A G - 3	排気ガラリ	E A ガラリ (3.0×2.0)	1 面
ウ	A G - 3	厨房排気ガラリ	厨房排気ガラリ (3.0×2.0)	1 面

【今泉小学校】

ア	P A C - 1	室外機	ダイキン	R S L Y J 355K	1 台
イ	P A C - 1	室内機	ダイキン	F X Y M J 224K	2 台
ウ	P A C - 2	室外機	ダイキン	R S L Y J 280K	1 台
エ	P A C - 2	室内機	ダイキン	F X Y M J 140K	1 台
オ	P A C - 2	室内機	ダイキン	F X Y M J 244K	1 台
カ	P A C - 3	室外機	ダイキン	R S L Y J 450K	1 台
キ	P A C - 3	室内機	ダイキン	F X Y M J 112K	4 台
ク	P A C - 3	加湿器	ダイキン	K U M J 30K140	4 台
ケ	W M	加湿器	ウェットマスター	W M - V D B 35	6 台
コ	H E - 1	全熱交換器	ダイキン	V A M 1000 C S	8 台
サ	自動制御装置				1 式

5 点検回数及び時期

- (1) 冷房運転前切替え（室外機ガス冷媒圧点検ほか）及び試運転調整を当該年度の原則4月15日から5月21日までの間に実施すること。また、フィルター清掃を原則5月31日までの間に実施すること。
- (2) 冷房シーズン中の巡回点検及びフィルター清掃
当該年度の原則8月1日から8月31日までの間に実施すること。
 - ア 各機器フィルター清掃
 - イ 空調用吹出し及び吸込みガラリ清掃
 - ウ 空調機械室R F 給排気ガラリ清掃（東柏ケ谷小学校のみ）
 - エ 冷却塔点検及び清掃
 - オ K S F 1～6 系統フィルター清掃（東柏ケ谷小学校のみ）
- (3) 暖房運転前切替え（室外機ガス冷媒圧点検ほか）、試運転調整、フィルター清掃
当該年度の原則11月1日から11月19日までの間に実施すること。
- (4) 暖房シーズン中の巡回点検及びフィルター清掃
当該年度の原則1月4日から2月18日までの間に実施すること。

- ア 各機器フィルター清掃
- イ 空調用吹出し及び吸込みガラリ清掃
- ウ 空調機械室R F 給排気ガラリ清掃（東柏ヶ谷小学校のみ）
- エ 冷却塔点検及び清掃
- オ K S F 1～6 系統フィルター清掃（東柏ヶ谷小学校のみ）

（５） 上記時期は、気候の影響により変更する必要がある場合は別途調整とする。

（６） 機器運転中の故障等による要請及び現場調査 随時

（７） フロン排出抑制法に基づく空調設備保守点検

令和８年度中に実施すること。なお実施日程については、各学校管理者及び教育総務課の上、決定すること。

6 業務における対応及び体制

- （１） 受注者にあつては、発注者と常時連絡がとれる体制を確保すること。
- （２） 緊急時の連絡方法及び連絡先は、業務着手の際に教育総務課に提出すること。
- （３） 各機器の点検計画書等の業務計画書を教育総務課に提出すること。

7 作業日程

作業日程については、各学校の管理者と調整の上、作業開始日の14日前までに教育総務課に報告すること。なお、やむを得ない理由により作業日程を変更する場合は、各学校管理者及び教育総務課と調整の上、速やかに新しい日程を教育総務課に報告すること。

8 点検報告

- （１） 冷房・暖房それぞれの切替え及び試運転調整、シーズン中の巡回点検終了後、報告書及び写真を提出すること。また、その際に異常が認められる場合は、その測定値を報告書に記載すること。なお、報告書及び写真に不備があった場合は、再提出又は再点検とする。

※ 報告書の提出期限は、それぞれの業務における最終日から数えて30日以内に提出すること。なお、異常が認められた場合は早急に報告書を提出すること。

- （２） フロン排出抑制法に基づく空調設備保守点検作業後、点検結果総括表及び当該学校ごとの点検結果報告書（冷媒漏えい点検・整備記録簿・点検業務写真等）を1部作成し、速やかに教育総務課へ提出すること。

9 費用負担

保守業務に必要な消耗品及び工具は、保守業者が負担する。

なお、修理及び工事に係る費用については、別途協議して決める。

10 支払い

本契約に係る支払いについては、各年度1回とし、各年度検査終了後支払うものとする。

11 チェック項目（該当機種）

- (1) 外観、汚れ、異音及び振動等の点検
- (2) 運転圧力、電圧及び電流の測定
- (3) 空調機等の洩点検
- (4) 送風機の点検
- (5) エアークフィルターの清掃点検
- (6) ドレンパンの清掃点検及びドレン配管の点検
- (7) 熱交換器の点検
- (8) 各種制御機器の状態点検
- (9) 冷房時・暖房時の吹き出し口の温度測定及び風量測定
- (10) その他一定の点検

建築保全業務共通仕様書（最新版）に遵守

12 その他

- (1) 東柏ヶ谷小学校の吸収式冷温水発生機の切替え及び点検は、メーカーによる保守点検とする。なお、これに伴う諸費用は本業務に含むものとする。フィルター清掃については、水洗いとする。
- (2) 故障等による要請及び現場調査等については、3日以内に対応すること。ただし、相当の理由があると認められる場合は除く。
- (3) 業務の実施にあたっては、従事者、教職員、児童、生徒及び来校者等、関係者の安全を確保し、事故等の防止に十分留意すること。
- (4) 住宅地に隣接する作業もあるため、騒音等の苦情が発生しないよう十分留意すること。
- (5) 本業務の履行にあたっては、労働関係法令及び業務履行に係る関係法令を遵守すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、その都度協議の上、定めるものとする。

フロン排出抑制法に基づく空調設備点検 対象台数一覧

◎:定期点検対象機器 ○:簡易点検対象機器

海老名小学校 空調機器 一覧表

設置場所	記号	室内機設置場所	機種名	圧縮機出力(kw)	動力規模 7.5kW以上	室内機台数	備考
西棟屋上東側	ACP-1	多目的室・会議室	RSXYP355M	4.2+4.5	◎	4	ビルマルチ
	ACP-3	普通教室(1)(2)	RSXYP355M	4.2+4.5	◎	4	ビルマルチ
	ACP-6	普通教室(5)(6)	RSXYP355M	4.2+4.5	◎	4	ビルマルチ
	ACP-9	普通教室(8)(9)	RSXYP355M	4.2+4.5	◎	4	ビルマルチ
西棟屋上西側	ACP-2	特別活動教室	RSXYP280M	1.6+4.5	○	6	ビルマルチ
	ACP-4	普通教室(3)(4)	RSXYP355M	4.2+4.5	◎	4	ビルマルチ
	ACP-5	生活科教室	RSXYP160M	3.6	○	2	ビルマルチ
	ACP-7	多目的室	RSXYP355M	4.2+4.5	◎	4	ビルマルチ
	ACP-8	普通教室(7)	RSXYP224M	4.5	○	2	ビルマルチ
	ACP-10	パソコン教室	RSXYP450M	3.0+4.5+4.5	◎	4	ビルマルチ

柏ヶ谷小学校 空調機器 一覧表

設置場所	記号	室内機設置場所	機種名	圧縮機出力(kw)	動力規模 7.5kW以上	室内機台数	備考
中棟空調機械室	PAC-1	中棟1階系統	AS-159H	5.5+5.5	◎		圧縮機屋内型
	PAC-2	中棟2階系統	AS-209H	7.5+7.5	◎		圧縮機屋内型
	PAC-3	中棟3階系統	AS-109H	7.5	◎		圧縮機屋内型

東柏ヶ谷小学校 空調機器 一覧表

設置場所	記号	室内機設置場所	機種名	圧縮機出力(kw)	動力規模 7.5kW以上	室内機台数	備考
屋上	ACP-1	ランチルーム	PUHY-P400CM-E1	10.1	◎	3	
	ACP-2	特別支援教室	PUSY-P160-E1	3.5	○	4	
	ACP-3	1F保健室系統	MPUZ-P112HA5	2.3	○	1	
	ACP-4	図書室系統	PUHY-P400CM-E1	10.1	◎	4	
	ACP-5	音楽室系統	PUHY-P224CM-E1	5.4	○	4	
	ACP-6	4F特別活動教室	PUHY-P400CM-E1	10.1	◎	7	
	ACP-7	厨房系統左側	PUHY-P400SCM-E1	10.1	◎	13	ビルマルチ
			PUHY-P500SCM-E1	12	◎		
	ACP-9	理科室系統	PLZD-ERMP224KA4	4.6	○	4	
	ACP-8	図工室系統	MPUZ-P224HA5	4.7	○	4	

海老名市立海老名小学校ほか2校空調設備保守 年度別契約金額内訳書

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		令和7年10月6日～ 令和8年3月31日	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	令和10年4月1日～ 令和11年9月30日
1	海老名小学校				
2	柏ヶ谷小学校				
3	東柏ヶ谷小学校				
/	小計				
/	消費税				
/	金額				

※令和8年度はフロン排出抑制法に基づく空調設備点検業務を含む。

※内訳金額について、令和7年度分合計額：2,794,000円を限度額とする。